

注 記 事 項

(法人単位)

I. 重要な会計方針

1. 長期請負工事に係る長期預り補助金等の収益認識基準
工事進行基準を採用しております。

2. 運営費交付金収益の計上基準
費用進行基準を採用しております。

3. 減価償却の会計処理方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりです。

建 物	4	～	47	年
構 築 物	15	～	44	年
機 械 及 び 装 置	3	～	8	年
車 両 運 搬 具	3	～	6	年
工 具 器 具 備 品	2	～	15	年

また、特定の償却資産(独立行政法人会計基準第86)の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

役職員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金を計上する場合は役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職一時金について運営費交付金により財源措置がなされる場合には、退職給付に係る引当金は計上していません。

厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して財源措置がなされる場合には、退職給付に係る引当金は計上していません。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における役職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第38に基づき計算された退職一時金及び厚生年金基金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

(4) 保証債務損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態を勘案し、損失負担見積額を計上しております。

5. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的債券

償却原価法(定額法)により評価しております。

(2) 関係会社株式

移動平均法による原価法(持分相当額が下落した場合は、持分相当額)により評価しております。

6. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

移動平均法による低価法により評価しております。

7. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は手元現金及び随時引き出し可能な預金からなっております。

9. リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

10. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

(1) 政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成19年3月末利回りを参考に1.650%で計算しております。

(2) 国又は地方公共団体の財産の無償貸借取引の機会費用

無償使用している財産については、減価償却費相当額を計上しております。

(3) 国からの出向職員の機会費用

引当外退職給付増加見積額には、国からの出向職員に係る見積額が含まれております。

国からの出向職員に係る見積額	<u>59,285,800円</u>
----------------	--------------------

11. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

II. 会計方針の変更

当事業年度から「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準注解」(平成17年6月29日 独立行政法人会計基準研究会等)を適用しております。

これにより当法人における影響は以下のとおりです。

損益外減損損失 153,000円

III. 貸借対照表注記

1. 運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額 7,860,547,942円

2. 固定資産の減損

(1) 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

種 類	場 所	帳簿価額
電話加入権	神奈川県川崎市幸区大宮町1310 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	306,000円

(2) 減損の認識に至った経緯

電話加入権の市場価格が著しく下落しているため、減損を認識し、帳簿価額が回収可能サービス価額を上回っている額を減損額として測定しております。

(3) 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

① 損益計算書に計上した金額 - 円
② 損益外減損損失相当額 153,000円

(4) 回収可能サービス価額の算定方法等

電話加入権の使用価値相当額(NTT公定価格)51,000円は、正味売却価額を上回っているため、回収可能サービス価額としては、使用価値相当額を使用しております。

(使用価値相当額の算定方法)

51,000円 × 3回線 = 153,000円

IV. 関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等の注記

関連会社は、ウツミリサイクルシステムズ株式会社の1社であります。同社の当期純損益及び剰余金は、いずれも少額で、全体としても重要な影響を及ぼしていないため、持分法を適用しておりません。

① 関連会社に対する投資の金額 60,000,000円
② 持分法を適用した場合の投資の金額 137,340,270円
③ 持分法を適用した場合の投資利益の金額 12,454,075円

V. キャッシュ・フロー計算書注記

資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金 131,384,963,128円
定期預金 △ 114,425,551,300円
資金期末残高 16,959,411,828円

VI. 重要な債務負担行為
債務保証

6,450,638,700円

VII. 重要な後発事象

該当事項はありません。

VIII. その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

1. 平成19年4月1日から「石油及びエネルギー需給構造高度化勘定」の名称は、「エネルギー需給勘定」に改称しております。
2. 「研究基盤出資経過勘定」については、業務の終了に伴い、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成14年法律第145号)附則第8条第1項の規定に基づき、平成18年4月1日付けで廃止しております。そのため、当事業年度より連結財務諸表を作成していません。
3. 「特定アルコール販売勘定、アルコール製造勘定及び一般アルコール販売勘定」については、日本アルコール産業株式会社法(平成17年法律第32号)附則第13条第1項の規定に基づき、平成18年4月1日付けで日本アルコール産業株式会社へ一切の権利及び義務を承継しております。